

別紙①

議案書抜粋

第45号議案

赤穂市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

赤穂市下水道条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したい。

令和7年2月12日提出

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

赤穂市下水道条例の一部を改正する条例

赤穂市下水道条例（昭和54年赤穂市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第24条第2項中「基本額」を「基本使用料」に、「1カ月」を「1箇月」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第23条関係）

汚水の種類	基本使用料 (1戸（箇所）1月につき)	従量使用料 (1戸（箇所）1月1立方メートルにつき)
一般汚水	1,000円	10立方メートル以下の分 15円 10立方メートルを超え20立方メートル以下の分 155円 20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 160円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 190円 50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 225円 300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 235円 1,000立方メートルを超える分 270円

浴場汚水	1, 0 0 0 円	4 5 円
備考		
1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水をいう。 2 浴場汚水とは、公衆浴場法（昭和23年法律第139号）による許可を受けた浴場（管理者が定めるものを除く。）から排除された汚水をいう。		

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

（使用料の算定方法）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に認定した排除汚水量は、各日均等に排除されたものとみなし従量使用料を日割により計算する。

（特例措置）

- 3 改正後の赤穂市下水道条例別表の規定にかかわらず、施行日から令和9年3月31日までの排除汚水量に係る使用料については、同表に定める従量使用料の各区分の額からそれぞれ5円を控除して得た額とする。

第46号議案

赤穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例
の制定について

赤穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のとおり制定したい。

令和7年2月12日提出

赤穂市長 牟 禮 正 稔

記

赤穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例

赤穂市農業集落排水処理施設条例（平成3年赤穂市条例第52号）の一部を次のように改正する。

第14条第2項中「基本額」を「基本使用料」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第13条関係）

基本使用料 (1戸（箇所）1月につき)	従量使用料 (1戸（箇所）1月1立方メートルにつき)
1,000円	10立方メートル以下の分 15円 10立方メートルを超え20立方メートル以下の分 155円 20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 160円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 190円 50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 225円 300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 235円 1,000立方メートルを超える分 270円

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年9月1日から施行する。

(使用料の算定方法)

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後最初に認定した排水汚水量は、各日均等に排除されたものとみなし従量使用料を日割により計算する。

(特例措置)

- 3 改正後の赤穂市農業集落排水処理施設条例別表第2の規定にかかわらず、施行日から令和9年3月31日までの排水汚水量に係る使用料については、同表に定める従量使用料の各区分の額からそれぞれ5円を控除して得た額とする。

赤穂市下水道条例の一部を改正する条例新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 条 例		改 正 条 例	
(使用料算定の特例)		(使用料算定の特例)	
第24条 公共下水道の廃止又は休止の届出をしないときは、公共下水道を引き続き使用しているものとみなす。		第24条 公共下水道の廃止又は休止の届出をしないときは、公共下水道を引き続き使用しているものとみなす。	
2 月の中途において公共下水道の使用の開始、廃止若しくは休止又は再開したときの基本額は、 <u>1カ月</u> とみなす。		2 月の中途において公共下水道の使用の開始、廃止若しくは休止又は再開したときの基本使用料は、 <u>1箇月</u> とみなす。	
別表 (第23条関係)		別表 (第23条関係)	
汚水の種類	基本額 (1戸 (箇所) 1月につき)	汚水の種類	基本使用料 (1戸 (箇所) 1月につき)
一般汚水	超過額1立方メートルにつき (1戸 (箇所) 1月につき) 10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 135円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 165円 50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 200円 300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 210円 1,000立方メートルを超える分 245円	一般汚水	1,000円 10立方メートル以下の分 15円 10立方メートルを超え20立方メートル以下の分 155円 20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 160円 30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 190円 50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 225円 300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 235円 1,000立方メートルを超える分 270円
浴場汚水	10立方メートル以下 880円	浴場汚水	1,000円 45円
備考 1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水をいう。 2 浴場汚水とは、公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) による許可を受けた浴場 (管理者が定めるものを除く。) から排除された汚水をいう。		備考 1 一般汚水とは、浴場汚水以外の汚水をいう。 2 浴場汚水とは、公衆浴場法 (昭和23年法律第139号) による許可を受けた浴場 (管理者が定めるものを除く。) から排除された汚水をいう。	

赤穂市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例新旧対照表

下線は改正部分を示す。

現 行 条 例	改 正 条 例																												
(使用料算定の特例) 第14条 排水処理施設の使用の廃止又は休止の届出をしないときは、排水処理施設を引き続き使用しているものとみなす。 2 月の中途において排水処理施設の使用の開始、廃止若しくは休止又は再開をしたときの基本額は、1箇月とみなす。 別表第2 (第13条関係) <table border="1"> <tr> <th>基本額 (1戸 (箇所) 1月につき)</th><th>超過額1立方メートルにつき (1戸 (箇所) 1月につき)</th></tr> <tr> <td>10立方メートル以下 880円</td><td>10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 135円</td></tr> <tr> <td></td><td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 165円</td></tr> <tr> <td></td><td>50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 200円</td></tr> <tr> <td></td><td>300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 210円</td></tr> <tr> <td></td><td>1,000立方メートルを超える分 245円</td></tr> </table>	基本額 (1戸 (箇所) 1月につき)	超過額1立方メートルにつき (1戸 (箇所) 1月につき)	10立方メートル以下 880円	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 135円		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 165円		50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 200円		300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 210円		1,000立方メートルを超える分 245円	(使用料算定の特例) 第14条 排水処理施設の使用の廃止又は休止の届出をしないときは、排水処理施設を引き続き使用しているものとみなす。 2 月の中途において排水処理施設の使用の開始、廃止若しくは休止又は再開をしたときの基本使用料は、1箇月とみなす。 別表第2 (第13条関係) <table border="1"> <tr> <th>基本使用料 (1戸 (箇所) 1月につき)</th><th>従量使用料 (1戸 (箇所) 1月1立方メートルにつき)</th></tr> <tr> <td>1,000円</td><td>10立方メートル以下の分 15円</td></tr> <tr> <td></td><td>10立方メートルを超え20立方メートル以下の分 155円</td></tr> <tr> <td></td><td>20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 160円</td></tr> <tr> <td></td><td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 190円</td></tr> <tr> <td></td><td>50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 225円</td></tr> <tr> <td></td><td>300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 235円</td></tr> <tr> <td></td><td>1,000立方メートルを超える分 270円</td></tr> </table>	基本使用料 (1戸 (箇所) 1月につき)	従量使用料 (1戸 (箇所) 1月1立方メートルにつき)	1,000円	10立方メートル以下の分 15円		10立方メートルを超え20立方メートル以下の分 155円		20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 160円		30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 190円		50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 225円		300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 235円		1,000立方メートルを超える分 270円
基本額 (1戸 (箇所) 1月につき)	超過額1立方メートルにつき (1戸 (箇所) 1月につき)																												
10立方メートル以下 880円	10立方メートルを超え30立方メートル以下の分 135円																												
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 165円																												
	50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 200円																												
	300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 210円																												
	1,000立方メートルを超える分 245円																												
基本使用料 (1戸 (箇所) 1月につき)	従量使用料 (1戸 (箇所) 1月1立方メートルにつき)																												
1,000円	10立方メートル以下の分 15円																												
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分 155円																												
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分 160円																												
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分 190円																												
	50立方メートルを超え300立方メートル以下の分 225円																												
	300立方メートルを超え1,000立方メートル以下の分 235円																												
	1,000立方メートルを超える分 270円																												